

特定建設作業実施届出書について

熱海市協働環境課生活環境室

(平成25年4月)

解体工事や建設作業等に伴い下表の機器を使用する場合には、騒音規制法及び振動規制法に基づく特定建設作業実施届出が必要です。

(※当該作業が、その作業を開始した日に終了するものは除きます。)

騒音規制法に基づく特定建設作業	
1	くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
2	びょう打機を使用する作業
3	さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルをこえない作業に限る。）
4	空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
5	コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行なう作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。）
6	バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
7	トラクターショベル（一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。
8	ブルドーザー（一定限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業。

振動規制法に基づく特定建設作業	
1	くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（圧入式くい抜機を除く。）、くい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3	舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

特定建設作業実施届出書の提出について

1 届出書類・・・特定建設作業実施届出書

添付書類 ① 当該作業に係る工程表 ② 現場地図 ③ 使用する機器の種類やスペックが分かるもの（カタログ等のコピーで可）

④ 近隣住民に説明を行った範囲がわかるもの（地図にマーカー等で印をつける、現場近隣住民説明会を行った場合は出席者名簿など）

2 届出部数・・・2部（一部作業については4部）

※ 騒音規制法及び振動規制法の両方に該当する特定建設作業（例：くい打機・さく岩機・ブレーカーを使用する作業等）を行なう場合は、騒音規制法及び振動規制法のそれぞれ2部ずつ（計4部）が必要です。

3 提出期限・・・工事着手の7日前（工事開始の日から中7日空いた日）

※ 届出が遅れた場合、工事着手予定日が変更となりますのでご注意ください。

◎ 作業前には、トラブルを防止するために現場近隣住民への説明を十分に行ってください。

特定建設作業騒音及び振動に係る規制

区域の 区分	騒音 基準値	振動 基準値	作業できない時刻	1日の 作業時間	作業期間	日曜・休日の作業
第1号区域	85db	75db	19時～7時	10時間	連続6日	禁止
	敷地境界での値		例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行のため夜間に行う必要がある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき夜間に行うべき場合	例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合		例外 ・災害等で緊急を要する場合 ・危険防止のための場合 ・鉄道の運行及び変電所の工事のため日曜・休日に行う必要がある場合 ・道路法及び道路交通法に基づき日曜・休日に行うべき場合

～問い合わせ・届出書提出先～

熱海市役所 協働環境課 生活環境室

〒413-8550 静岡県熱海市中央町1番1号
電話：0557-86-6272 FAX：0557-86-6276
E-mail：kankyo@city.atami.shizuoka.jp